

## 特記仕様書

件名	市川市水害ハザードマップの印刷製本
総則	この特記仕様書は、地域防災課が作成する市川市水害ハザードマップの印刷製本について必要な事項を定めることを目的とする。
納入場所	塩浜第2防災倉庫(5号棟)
契約方法	総価契約
納入期限	令和4年1月31日(月)
担当部署	市川市 危機管理室 地域防災課
印刷部数	15,000部
印刷の目的	市川市水害ハザードマップの編集・製図及び印刷製本を行うもの。
規格	ページ数 2ページ 折り込み地図変形 A1判(800×560mm)  印刷形態 地図 両面カラー(高精細FMスクリーン印刷) ・基図を見易くするために地図は、高精細FMスクリーン印刷とすること。  紙 種 地図 再生マットコート A判 57.5kg ※調達困難な場合は、担当課と協議の上、再生紙以外の紙質でも可とする。  製本 地図:経本四つ折り後二つ折り  校正 4回 うち色校正2回 (毎回の校正において、2部を出力して提出すること。)
入稿	以下に示すものについては、市より提供を行う。 1 市川市水害ハザードマップ(現行)の電子データ(PDF形式) 2 真間川及び江戸川氾濫時の浸水想定図(SHAPE,JPEG等画像形式)

- 3 避難所の住所等を載せた一覧(Excel 等)
- 4 高潮浸水予測図の画像データ(SHAPE, JPEG 等)
- 5 危険がけ地等が地図上に表記された画像データ等(JPEG 等画像形式)

原稿 (1) 地図の縮尺について、それぞれ 30,000 分の1程度とする。なお、基図は 10,000 分の1程度の精度を有し、国土地理院の承認または都市計画図の使用承認を得たものを使用すること。公的な地図作成のため、受注者が保有する地図データは、使用しないこと。

国土地理院の測量成果を使用する場合は、測量法30条にもとづく地図の使用承認申請を行うこと。申請書の作成については受注者が行い発注者に書類を提出すること。

- (2) 浸水想定を、画像データ等をもとに地図上に分かりやすく表示すること。
- (3) 避難所を地図上に表示するとともに、一覧を表示すること。
- (4) がけ崩れ警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域を地図上に表示すること。
- (5) 地図上に河川や道路、駅名、主要な建物を分かりやすく表示すること。
- (6) 新たなイラストや図等の作成・挿入を担当と協議し、掲載すること。
- (7) その他、文言等軽微な修正については、両者協議のうえ訂正すること。

#### 編集・デザイン

地図面については、現行のデータを利用し、更新作業を行うものとする。

印刷可能なデジタルデータで作成すること。

- 詳細
- 1 現行データ及び変更案を市が提示し、それに従い更新作業を行う。
  - 2 イラストについては、指示に応じて新たに編集するものとする。
  - 3 デザインやレイアウトなどは、その都度協議し決定する。  
色や図の構成については、市と協議の上作成すること。

#### 電子ファイルについて

製本後、以下のデータを作成し、ウイルスチェックを行った後、DVD-R で納入すること。なお、電子ファイルの著作権は納入時に市川市へ譲渡されるものとする。

- 1 PDF 形式のデータ  
A4 サイズの出力を想定したものとする。
- 2 印刷用データ  
一般的な地図印刷会社で、本発注分と同等の質の印刷及び編集ができる電子ファイルとする。  
納入時にデータの仕様を添付すること。

- 3 編集用データ  
編集可能なイラストレータ形式の電子データとする。
- 4 各浸水想定 SHAPE ファイル

納入 包装 1 梱包に 300 部詰め、梱包単位で納入すること。  
(梱包の内部で 50 部ごとに互い違いとなること。詳細は発注者と協議の上決定すること)  
納入日・納入方法については、担当の指示に従うこと。

場所 市川市塩浜第2防災倉庫5号棟(市川市塩浜4丁目2番5号)

#### 成果物について

本契約による成果物は以下のとおりとする。

- 1 市川市水害ハザードマップ
- 2 市川市水害ハザードマップの PDF ファイル
- 3 市川市水害ハザードマップの印刷用データ
- 4 市川市水害ハザードマップの編集用データ
- 5 市川市水害ハザードマップの浸水想定 SHAPE ファイル

#### 成果品に係る著作権等

(1) 成果品に係る著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する著作者の権利のうち受注者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に発注者に譲渡するものとする。

#### (2) 著作者人格権の制限

ア) 受注者は、発注者に対し、次に掲げる①～④の行為をすることを許諾する。

- ① 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること。
- ② 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、運営、管理、広報等のため必要な範囲内で複製し、又は改変すること。
- ③ 著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- ④ 成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。

イ) 受注者は、あらかじめ発注者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならない。

ウ) 受注者は、発注者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

#### (3) 第三者の著作権等の侵害の防止等

ア) 受注者は、受注者が発注者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等

を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受注者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。

イ) 受注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

#### 複製及び利用について

受注者は、発注者に対し、以下の行為について許諾するものとする。なお、許諾に関する対価は契約金額に含まれるものとする。

- 1 成果物を複製(電子データでの出力を含む)し、使用すること。
- 2 納入された電子ファイル(PDF ファイル)を市川市ホームページに掲載すること。

#### その他

- 1 納入物品は、傷、汚れ、その他外観を損ねるものであってはならない。
- 2 納入物品に不都合箇所が発生した場合は、無償で取替えを行うものとする。
- 3 契約者は、本契約の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。また、本契約の履行による個人情報の取扱にあたっては、市川市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 4 契約者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- 5 この特記仕様書に定めのない事項については、印刷製本請負契約書(「印刷製本請負契約約款」を含む)に定めるとおりとする。
- 6 この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とその都度協議の上、決定するものとする。